5種地	中核市	0.000110	0.1315
	施行時特例市	0.000110	0.1265
	その他の市町村	0.000100	0.1170
4種地	中核市	0.000210	0.0765
	施行時特例市	0.000210	0.0715
	その他の市町村	0.000220	0.0510
3種地		0.000110	0.1005
2種地		0.000100	0.1040
1種地		0.000180	0.0880
Ⅱの地域			
10種地	中核市	0.000300	−0.0590
	施行時特例市	0.000300	−0.0640
	その他の市町村	0.000300	−0.0800
9種地	中核市	0.000300	−0.0590
	施行時特例市	0.000300	−0.0640
	その他の市町村	0.000280	−0.0610
8種地	中核市	0.000100	0.1210
	施行時特例市	0.000100	0.1160
	その他の市町村	0.000120	0.0830
7種地	中核市	0.000100	0.1210
	施行時特例市	0.000100	0.1160
	その他の市町村	0.000100	0.1000
6種地		0.000080	0.1160
5種地		0.000060	0.1310
4種地		0.000160	0.0610
3種地		0.000140	0.0730
2種地		0.000133	0.0765
1種地		0.000246	0.0370

普通態容補正Ⅲ

1　級地による補正率　ア

	離島市町村	その他
6級地	13.124	3.230
5級地	10.755	2.514
4級地	8.297	1.787
3級地	5.868	1.061
2級地	4.114	0.533
1級地	3.462	0.332

備考　「離島市町村」とは当該市町村の全域又は当該市町村役場の所在地が都道府県庁所在地と海で隔てられた市町村をいう。以下同じ。

2　人口段階による補正率

測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.02
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.42
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.80
同上88,000人を超え96,000人までの数	0.19
同上96,000人を超え98,000人までの数	−1.59
同上98,000人を超える数	−4.96

3　級地による補正率　イ

	離島市町村	その他
6級地	3.753	1.444
5級地	2.935	1.129
4級地	2.096	0.806
3級地	1.272	0.489
2級地	0.620	0.239
1級地	0.346	0.133

経常態容補正

1　合併関係市町村の人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	0.64	3,440
4,000人を超え8,000人までの数	0.50	4,000
8,000人を超え12,000人までの数	0.22	6,240
12,000人を超え20,000人までの数	0.17	6,840
20,000人を超え30,000人までの数	0.21	6,040
30,000人を超える数	0.04	11,140

2　本庁からの距離段階による補正率

	A	B
16キロメートルまでの数	0.00000	1.00
16キロメートルを超え24キロメートルまでの数	0.02875	0.54
24キロメートルを超え32キロメートルまでの数	0.05250	−0.03
32キロメートルを超え48キロメートルまでの数	0.00750	1.41
48キロメートルを超える数	0.02125	0.76